

川崎ハイキングクラブ入会のご案内

私たちは安全で楽しい登山をめざしています



第48回定期総会（2024年6月23日・川崎市総合自治会館）

川崎ハイキングクラブの「よびかけ」（1977年7月）

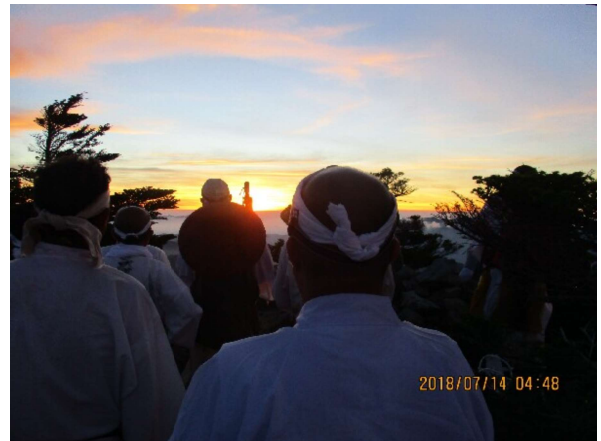
日本の素晴らしい自然の中に足を伸ばし、草花や鳥達に親しみ山野を歩いてみませんか。川崎ハイキングクラブは、山登りを中心にキャンプ、スキー、その他レクリエーションを通して、身体を鍛え友情を育てていきたいと思えます。私たちは子供から年配者まで気楽に参加できる行事はもとより、北アルプス、南アルプスなど日本の主峰も目指します。家族や友人と山に出かけ楽しいハイキングライフを送ることは、仕事や勉強の励みとなり人生に大きな潤いと豊かさを与えてくれることと思えます。

信仰・狩猟の場からスポーツの場へ

日本は海で囲まれた島国であると同時に、高山が連なる山国でもあります。江戸時代まで山岳は主に、修験道などの信仰の対象であり、狩猟を生業とする人たちの生活の場でした。登山という概念はなく、山登りを楽しむ思想もありませんでした。

江戸末期の開国後、「スポーツとしての登山」という考え方が外国人により日本にもたらされ、また、外国人が積極的に登山を実践したことで日本人の山への向き合い方も変わっていきました。1905（明治38）年10月14日にはウェストンのアドバイスで日本山岳会が設立されました。

1912年～26年の大正時代は「大正登山ブーム」の時代でもありました。登山の大衆化の始まり、とされます。この時期に地図や交通機関・登山道の整備、山小屋の開業、山案内人組合の設立などが進みブームを支えました。しかし、ブームの中心は富裕層と呼ばれる人たちであり、国民的レベルでの、真の「登山の大衆化」は戦後をまたなければなりません。その契機となったのが1956年の日本隊マナスル初登頂。日本人による初の8000m峰制覇でした。



登山はいまや国民的スポーツです

それでもかつては、登山は一部の人たちが楽しむハードなスポーツとされました。ましてや、女性にとって、登山はハードルの高いスポーツでした。しかしいまや、老いも若きも、男性も女性も、幅広い人たちが山に親しみ、山を楽しんでいます。「日本百名山ブーム」や「山ガールブーム」もあり、登山人口のすそ野は大きく広がっています。2016年からは8月11日が「山の日」として祝日になりました。山の道具も軽量・機能化が進み、カラフルな山ファッションを楽しむ女性も増えました。日本の登山人口は600万人といわれています。登山は国民的スポーツとしてますます発展しています。

また、健康志向の高まりに伴い、登山にも「健康」「ダイエット」「老化防止」などの付加価値が求められるようになってきました。私たちはこの状況を、とても好ましいものと受け止めています。

危険性を理解したうえで楽しむ

山の遭難事故は増え続けています。2023年の山での遭難事故は発生件数3126件、遭難者3568人、死者・行方不明者335人と、いずれも過去最悪を更新しました。コロナ禍でいったんは減少したものの、ふたたび増加傾向になっています。40歳以上の遭難者は全遭難者の79.9%、60歳以上は49.4%を占めています。単独登山（「山菜・茸採り」「観光」含む）の死者・行方不明者は2人以上の登山に比べると2倍以上となっています。警察庁は「山岳遭難の多くは、天候に関する不適切な判断や、不十分な装備で体力的に無理な計画を立てるなど、知識・経験・体力の不足等が原因」と分析しています。自然を相手にする登山は、危険性を孕んだスポーツでもあるのです。

私たちは、登山がそうした性格のスポーツであることを理解したうえで登山に親しんでいただけるよう、お手伝いをしたいと考えています。山を一緒に楽しみませんか。私たちは皆様のKHC加入を心からお待ちしています。

川崎ハイキングクラブを知る「Q&A」

■川崎ハイキングクラブについて

Q 川崎ハイキングクラブ（KHC）はどのような山の会ですか？

A KHCは1977年7月10日に創立され、40年以上の歴史をもっています。その10年前、1967年1月に川崎勤労者山岳会（川崎労山）が結成されましたが、やがてハイキングを中心に登山を楽しみたいという会員が出てくるようになり、その要望に応え、川崎労山から分離・独立する形で川崎ハイキングクラブ（KHC）が創立されました。25名でスタートしたKHCも現在は90名の会員（男39人＋女51人・平均年齢68歳）となっています。「いつでもどこでも誰でも気軽に参加できる計画をもち、美しい自然をより多くの人たちに知らせると同時に会員相互の交流を行い親睦を深める」「幅広いハイキング愛好者の要求に応えられるよう、また安全性の面からも登山の基礎技術を身につける」を目的に活動しています。



丹沢・大山

Q 川崎ハイキングクラブはだれでも入ることができるのですか？

A 規約は「『よびかけ』と『規約』を認め、入会金と会費をそえて申し込めば会員になれる」と定めています。ほかに入会条件はありません。年齢制限もありません。

Q 規約に「本クラブは目的達成のため、神奈川県勤労者山岳連盟を通じて日本勤労者山岳連盟及び新日本スポーツ連盟に団体加盟し、その援助協力のもと活動する」とあります。どのようなことなのでしょう？

A KHCは、川崎労山の時代から日本勤労者山岳連盟（労山）と新日本スポーツ連盟（新スポ）に団体加盟しています。ですから、KHCに入会すると、自動的に労山と新スポの会員としても登録されます。労山と新スポの分担金（会費）はKHC会費に含まれています。



熊野古道

登山豆知識「信仰から物見遊山へ」

江戸時代後期の文化・文政期（1804年～1830年）は庶民の暮らしが豊かになり、また、街道や宿場などのインフラ整備が進んだことから、庶民の旅行形態が信仰から物見遊山型に変化した時代とされます。丹沢大山・富士山・御嶽山などの山岳信仰と結びつきながら、それを口実とした旅行も多くなりました。1804年には、谷文晁が87座88図の『名山図譜』を出しました（1812年に『日本名山図会』（88座90図）と改題）。いわば江戸版『日本百名山』です。十返舎一九も1824年に『諸国名山往来』を発売しています。これらガイドブックの出版には、純粋に登山そのものを趣味とする山岳愛好者が現れ、その数が増加しつつあったことを反映しています。幕末の開国後、日本を訪れた外交官やお雇い外国人によって近代アルピニズム、スポーツとしての登山という考え方が導入されましたが、その思想を受け入れられる土壌が、文化・文政期にはすでに形成されつつあったといえます。

■ 労山・新スポについて

Q 労山と新スポとはどのような団体なのでしょうか？

A 労山は1960年5月に「勤労者山岳会」として誕生し、1963年7月に現在の「日本勤労者山岳連盟（労山）」になりました。70年の歴史をもつ、有力山岳団体のひとつです。



日本隊のマナスル登頂を報じる毎日新聞

1956年当時未踏峰だったマナスルへの日本隊初登頂は、日本に爆発的な登山ブームをもたらしました。ブームの主体は勤労者でした。しかし、当時の山岳界に、新しい登山人口である勤労者を幅広く受け入れる体制はなく、その結果、急激な登山人口の増加に技術取得の機会が追いつかず遭難が激増する状況に至りました。こうした状況に憂慮した人たちが勤労者のための山岳会の必要性を痛感し、労山立ち上げに動きまわりました。会の名に「勤労者」が入っているのはそれに由来します。労山結成には、『日本百名山』

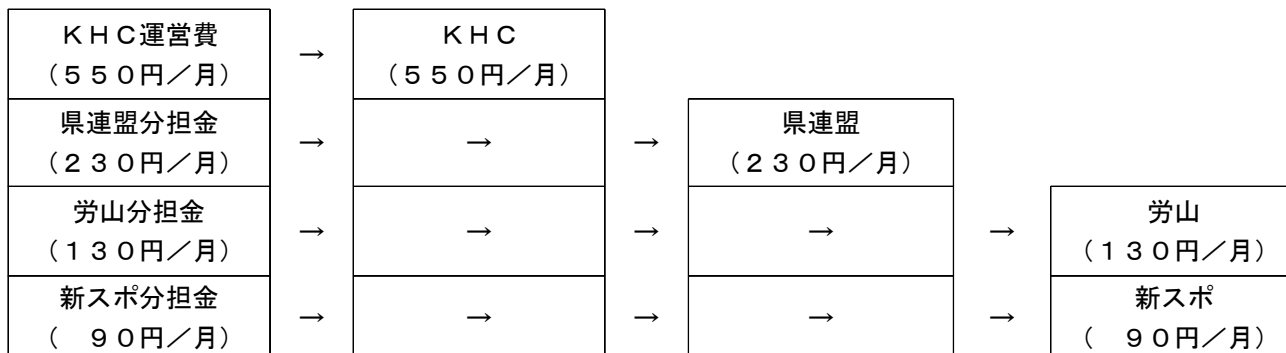
の深田久弥さんや『花の百名山』の田中澄江さんら、著名な文化人・知識人17名が発起人に名をつらねました。現在、労山には勤労者のみならず、様々な職種の人たちが加入し山を楽しんでいます。

新スポは、卓球・水泳・マラソンなど13の競技団体が集まっている、スポーツ愛好家の協力・共同の集まりです。新スポは行政（神奈川県）との窓口を担っており、毎年、労山は新スポを通して県に施設等の改善を求めています。今年「ヤビツ峠にスマホ通信基地局の新設を県としてメーカーに要求してほしい」「パークレンジャーを増員してほしい」を要望しています。2019年11月には、「丹沢の登山口及び山頂などにトイレ施設を整備しており、適切な維持管理を行い、より快適に御利用していただけるよう努めていきます。地元市町村に対して整備・改修費用の補助を行っております」「登山案内板や、指導票、トイレチップの収容場所については、わかりやすく設置、表示するよう努めていきます」などの回答をいただいています。

Q 会費はどのようになっているのでしょうか？

A KHCでは年会費12,000円を総会時にいただいています。その内訳は、月1000円あたりでは<KHC運営費550円+労山・県連盟費分担金360円+新スポーツ連盟分担金90円>となっています。本来は、KHC運営費、労山・県連盟費分担金、新スポーツ連盟分担金はそれぞれ個別に徴収し支出されるべきところですが、事務処理の煩雑さを解消するため「KHC会費」として一括徴収し、また、各分担金支払いもKHCの支出として一括処理しています。労山・県連盟費と新スポーツ連盟の分担金はKHCがいったん預かり、その後、預かった全額が労山・県連盟と新スポーツ連盟に出金されるため、お金の性格としては「預かり金」になります。KHC会費には労山と新スポの分担金も含まれており、会費とは別に徴収することはありません。

会費（1000円/月）の内訳とお金の流れ



Q 労山はどのような活動をしているのですか？

A 代表的なもののひとつに「クリーンハイク」があります。「清掃登山」と呼ばれるものです。

クリーンハイクは、労山が1971年の総会で「美しい自然を守ろう」を打ち出しましたことを受けて、同年、労山の東京都連盟三多摩協議会が登山道清掃作業を行ったことに始まります。労山はこの活動を広めることを全国の都道府県連盟に呼びかけ、1974年からは全国的に取り組みられるようになりました。神奈川県連の丹沢クリーンハイクは1977年に始まり2024年で45回を数えています（2020年と2021年はコロナ禍で中止）。労山は2006年2月には「自然保護憲章」を制定し、自然保護活動を重要な活動の柱のひとつにしています。労山が始めたクリーンハイクは他の山岳団体にも広がり、いまでは山岳界共通の活動になっています。

また、日本山岳会などの他の山岳団体とも連携・協力しながら、安全登山の啓もう活動の普及や登山の環境整備に努めています。スポーツ基本法（2011年）や祝日「山の日」（2016年）制定はそうした活動の成果のひとつです。

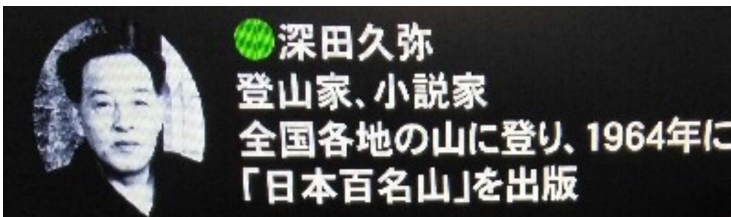


登山道整備（丹沢）

Q 労山は平和を願う活動にも参加しているのですか？

A 昭和に入り軍国主義が強まると登山界も戦時体制に組み込まれました。山は戦争のために国民、特に若者の心身を鍛える場として、「集団錬成登山」「行軍登山」が行われました。個人的に登山を楽しむ者は「非常時をわきまえぬ非国民」と非難されました。

太平洋戦争前の1941年1月28日には国の主導で日本山岳聯盟が結成されました。目的は「国民体力の向上に努め以て高度国防国家建設の一翼たらん」。「ハイキング」は敵性語として使用禁止にさせられました。ウィンパーの『アルプス登攀記』を訳し日本に紹介した浦松佐美太郎さん（登山家・随筆家）の『たった一人の山』は、書名が欧米個人主義に毒されていると非難され、事実上の発禁処分を受けました。生活はもちろんのこと、登山にも欠くことができない天気予報の発表も、軍機保護の名で戦争が終るまで発表は全面的に禁止されました。



『日本百名山』の著者である深田久弥さんは戦前、屋久島登山を本にしようと写真使用を願い出たらスパイの疑いをかけられました。「ある日私の家へ横須賀憲兵隊の私服が二人やってきて、えらい権幕で私をスパイ扱いにした。鹿児島から通達があって、私を取りしらべよとの命令だったらしい。結局横須賀憲兵隊に出頭を命ぜられ、

深田久弥さんは労山設立を呼び掛けた発起人の1人でもあります。（「目で見る労山の歴史」より）

私の陳述で疑いは晴れたが、一日憲兵隊に留め置かれ、フィルムは没収され、始末書を書かされて、事にケリがついた。私の著書に島の略図を載せることも許されなかった」「かつてはそういう暗い時期もあった」（ヤマケイ文庫『深田久弥選集 百名山紀行 下』）。屋久島は軍事機密の要塞地帯でした。

戦争では有名・無名の登山家が命を落としました。労山はこのような過ちを二度と繰り返してはならないとの思いから、「登山・ハイキングを……平和で民主的な国民生活に根ざした、スポーツ・レクリエーションとして、普及し発展させる」を目的のひとつに掲げ発足しました。登山やハイキングも平和であればこそ楽しむことができます。労山は「平和でなければ登山はできない」との立場から、核廃絶運動や原水爆禁止を求める平和行進に1986年から参加しています。平和を願う活動は労山創立の理念の柱のひとつです。ロシアによるクライナへ軍事侵攻では、日本山岳会などと連名で、「わたしたち、山岳スポーツおよびスポーツクライミングを愛好するものは、世界のいかなる武力による侵略、戦争行為に反対し、平和と民主主義の回復を切望します」との声明を出しました。

■KHCの運営について

Q KHCの運営はどのようになっているのでしょうか？

A 会の最高議決機関である総会は年1回、原則として、6月に開催されています。総会では「年度のまとめ」「年度の基本方針」「決算」「予算」などが話し合われます。次の総会までの1年間、会の運営に当たる運営委員も総会で選出されます。

運営委員会は総会から次期総会までの1年間、会の活動全般に責任をもちます。月1回（原則第2水曜日夜）開催され、つどの議題を話し合います。

また、会の活動を分担し、また効率的運営を図るため、専門部を置いています。

◎事務局は事務的業務全般の処理にあたります。

◎組織部は入退会を取扱い、会の状況を日常的に把握します。連絡網の整備もしています。入会問い合わせの窓口にもなっています。

◎広報部は会報誌「りんどう」を発行しています。ホームページや会員交流ネットワークも担当しています。

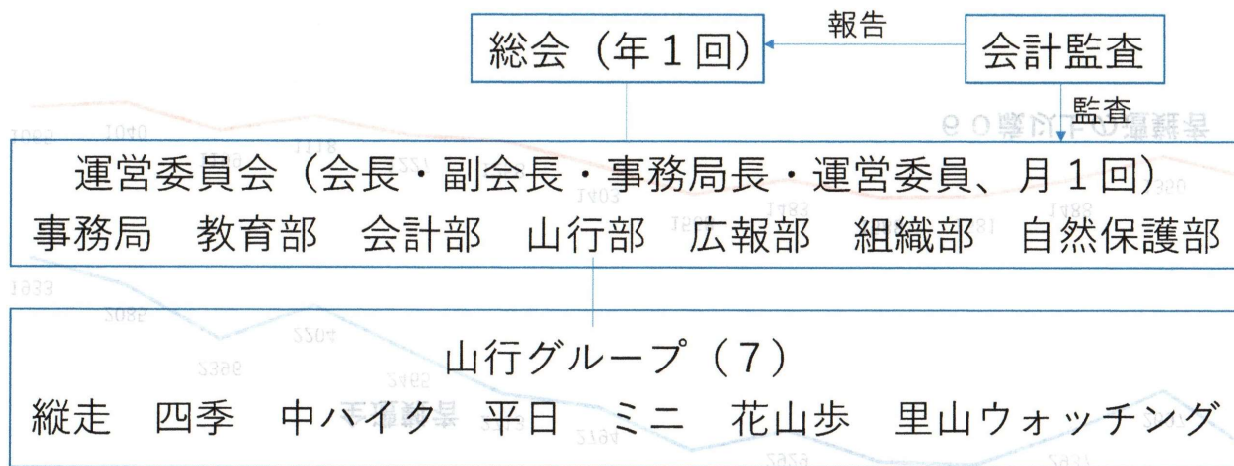
◎教育部は教育学習を担当しています。計画書・報告書の書き方などの机上学習のほか、地図読みを学ぶオリエンテーリングや山小屋未経験者向けの山小屋体験山行、アイゼン体験などの実践的な教育学習も行っています。

◎自然保護部は自然保護マナーの普及に取り組んでいます。クリーンハイク（清掃登山）への参加も呼びかけています。

◎会計部は会費の徴収を含め、会計全般を管理しています。

◎山行部は計画書や報告書の管理を含め、会で行われるすべての山行を管理しています。提出された計画に問題点があれば計画の見直しを含め、適切なアドバイスをすることもあります。

KHC組織図



Q 室内例会とはどのようなものですか？

A 月1回、全会員参加を対象とした集まりをもっており、それを「室内例会」と呼んでいます。過去1カ月間の山行報告や、今後の山行案内、各専門部からの報告、ミニ学習会などが行われています。この場で会報紙『りんどう』が配布されます（室内例会欠席者には『りんどう』は宅配されます）。最新の情報を得る機会になっています。最近、JR小杉駅（南武線）に隣接する「川崎市総合自治会館」の会議室を利用させていただいています。

■KHC山行について

Q KHCの山行にはどのようなものがありますか？

A KHCには4つの山行形態があります。

「例会山行」は会主催の山行です。真夏の8月を除き、原則第1日曜日に開催されます。各山行グループが交代で担当し、4時間以内の山行を企画します。

「グループ山行」は各山行グループが企画運営する山行です。グループ員以外の会員も参加できます。

「個人山行」は会員個人が仲間を募り、個人の責任で行う山行です。いわゆる「ツアー登山」も個人山行扱いになります。

「呼びかけ山行」は個人が広く会員に呼びかけて参加者を募集し、実施する山行です。

2023年6月～2024年5月の1年間では、総数で202回（月平均17回）の山行が行われ、延べ1390人が山を楽しみました。

Q 山行グループはいくつあるのですか。それぞれどのような特徴があるのでしょうか？

A 会員の山の楽しみ方はさまざまです。そこで、好みがあう会員同士がグループをつくり、そのグループで自主的に山行計画を企画し活動しています。現在、7グループが活動しています。グループに入らないのは会員の自由で、グループ間の異動も自由です。また、各グループが企画した山行には、そのグループに所属していなくても、だれでも参加することができます。グループ企画のなかに参加したい山行があれば申し込むだけで参加できます。

◎縦走グループは山小屋を利用しない、テント泊を基本にした縦走を行っています。ある程度の荷物を背負える体力を必要とする、KHCではもっともハードなグループです。

◎中ハイクグループは歩行5～6時間の日帰り山行を中心に活動しています。山小屋泊の山行も行っています。

◎平日グループは平日の山行を基本に、月1回変化に富んだ山行を行っています。バスを利用した1～2泊の山行を年数回実施しています。

◎ミニハイクグループは月1回初級レベルの山行を実施しています。無理のない余裕をもった山小屋泊山行も夏・秋に行います。

◎四季グループは縦走や日帰り山行が中心です。「自分で計画していく山」をめざしています。

◎花山歩（はなさんぽ）グループは「自分なりの登山を楽しみたい」を目的に、歩行3～4時間で、温泉や観光をかねた山行を行っています。

◎里山ウォッチンググループは里山歩きを中心に、自然に親しむ山行や鳥・植物の観察会を企画しています。

登山豆知識「日本アルプスの名付け親」

日本列島中央部を縦に連なる「飛騨山脈」「木曾山脈」「赤石山脈」は現在、それぞれ、一般的に「北アルプス」「中央アルプス」「南アルプス」と呼ばれ親しまれています。その名付け親はイギリス人のガウランドさん。明治初期に日本政府が招聘した「お雇い外国人」で、外国人最初の槍ヶ岳登頂者（1878年）でもあります。命名は、本国で出版した『日本旅行案内』のなかで、飛騨山脈（現在の北アルプス）を「日本のアルプス」と紹介したことに始まります。その後、日本山岳会初代会長の小島烏水が飛騨山脈を北アルプス、木曾山脈を中央アルプス、赤石山脈を南アルプスと命名し、現在の「北」「中央」「南」呼び方が定着しました。ガウランドさんは考古学にも造詣が深く、古墳研究などから「日本考古学の父」とも呼ばれています。



Q 新しく山行グループをつくることはできるのですか？

A 山行グループは3人以上集まればつくることができます。そのときは「設立の目的」「グループ名」「発起人（3人以上）」を記載した「設立趣意書」を山行部に届け出て、運営委員会が審議し承認する手続きになっています。運営委員会承認後は会報誌『りんどう』に趣意書を掲載し、室内例会で新グループ設立を周知します。グループ名の変更や解散も運営委員会の承認事項となっています。

Q KHCは冬山とロッククライミングはやらないのですか。

A KHCはもともとハイキングを楽しむということで創られましたので、山行規程で「厳冬期山行とロッククライミングは行わない」ことを決めています。しかし、長年の活動のなかで「冬山を楽しみたい」との要求がでてきたため、現在は基準を設け、その基準をクリアしたと運営委員会が判断したものに限り山行を了承しています。審議の対象となるのは、12月～3月の間に「テントや山小屋（営業小屋・避難小屋）を利用した1泊以上の山行」で、「日帰り山行」や「民宿・旅館・ホテル等の営業宿泊施設を利用した山行」は審議の対象はせず通常の山行として取り扱っています。



雪の上高地（長野県）

縦走で岩場や岩稜地帯を通過することがありますが、この場合は「ロッククライミング」としては取り扱っていません。

「ロッククライミング」とは、岩壁登攀器具を用いて、専ら、岩壁登攀を目的とする山行と認識しています。

Q 「留守宅」とはどのようなものですか？

A 山行中に事故などが発生したときや、下山したときに報告を受ける担当者を「留守宅」と呼んでいます。山行パーティーとの連絡調整役です。下山予定時間になっても下山報告がないときはパーティーに連絡する、連絡が取れない場合はリーダーや参加者の自宅・緊急連絡先に下山を確認する、それでも午後8時までに連絡が取れず下山が確認できないときは遭難とみなし運営委員会メンバーに連絡する、という重要な役割も担っています。過去に、午後8時をすぎても留守宅に下山連絡がなく、また留守宅からの連絡も取れなかったため留守宅担当者がそのことを運営委員会メンバーに通知し、運営委員会が、遭難と判断して動いた事例がありました。留守宅は、安全山行を担保する大事な仕事です。

■山行届について

Q 山行する場合は届け出が必要ですか？

A 山行規程は、山行計画書については「リーダーは計画書を作成し、山行開始日の7日前までに山行部に提出する」、山行報告書については「山行報告書を作成し、山行終了後7日を目途に山行部に提出する」と定めています。山行計画書は救助の必要性が発生したとき、その手がかりになる大事なものです。近年、条例で計画書の提出を義務づけている県もあり、今後、その動きは広がるものと思っています。

Q 計画書を提出しなかった場合はどうなるのでしょうか？

A 無届山行として取り扱われます。KHCは「山行計画書が提出されていない無届山行には、本クラブは一切の責任を追わない」ことを決めています。無届山行で遭難などの事故が起ってもKHCからはあらゆる保護は受けられず、すべて自分たちの責任で処理していただくことになります。労山山岳事故基金（別項参照）も無届山行には適用されず、補償は受けられません。無届山行は非常にリスクの高い登山ですので、会員には、必ず山行計画書を提出するよう強く求めています。



■遭難対応について

Q 遭難が発生した場合の対応はどのようなのでしょうか？

A 運営委員会が「遭難」と認定した場合は、運営委員会の三役（会長・副会長・事務局長）を中心に遭難対策委員会を設置し、対応することになっています。

過去、捜索救助体制が整備されていない時代は、自前の捜索救助体制を用意するなどしていましたが、現在は、現地の警察が中心となった捜索救助体制が整備されていますので、遭難が発生した場合は、まずは地元警察に救助を要請することになります。要請を受けて警察は捜索救助隊を組織し、捜索救助に入ります。それが一番早く、かつ、確実な方法です。

Q その場合、費用は発生するのでしょうか？

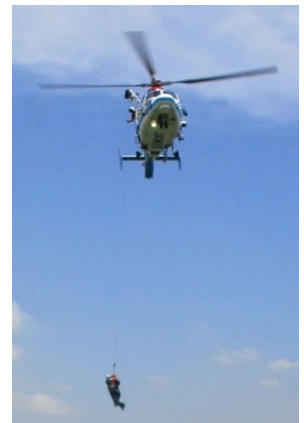
A 警察などの公的行政機関からは、原則として、費用を求められることはありません（埼玉県は救難ヘリ燃料代として5分ごとに5000円を請求しています）。しかし、捜索救助といっても警察だけでできるものではありませんので、民間の方に協力をお願いすることになります。その場合は、日当や保険料などが発生し、費用は遭難当事者に請求されます。ヘリコプターも警察や行政所管のものは無償ですが民間ヘリは料金が発生します。1回100万円が相場とされています。救助隊も命がけの行為です。無償ボランティアではないことを、留意しておく必要があります。

■労山基金について

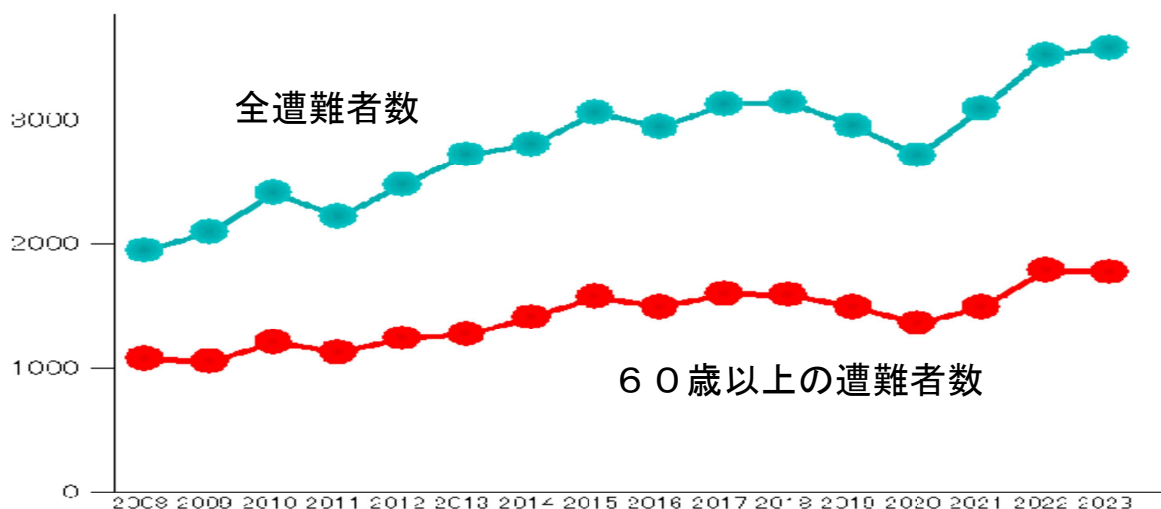
Q 労山基金とはどのような制度ですか？

A 一般の傷害保険は、ロッククライミングや登攀器具を使用するような登山は補償の範囲外としており、保険での補償は期待できません。それをカバーするため、労山は独自に山岳事故補償制度「労山山岳事故対策基金（労山基金）」を備えています。会員相互の互助精神に基づく、会員の寄付金で運営される遭難対策のための互助制度です。労山会員でなければ利用できませんし、一般的な「保険」ではありませんので外部に向けた宣伝はしていません。

労山基金は、遭難や事故に遭った会員の経済的負担を少しでも軽減しようと、1971年にスタートした日本で最初の山岳事故補償制度です。登山中の事故による入院・通院への補償や、海外登山も国内山岳事故とまったく同一の補償内容などが労山基金の大きな特徴となっています。ただし、所属会に事前に山行計画書が提出されていない無届登山の場合は補償を受けられません。KHCCも山行規程で、「無届山行には、本クラブは一切の責任を負わない」と定めています。



ヘリコプターによる救助訓練風景(参考写真)



Q 補償内容は具体的にはどのようなものですか？

A 1口1000円から利用できます。1口につき、入院は1日800円（2日～210日）、通院は1日400円（1日～50日）となっています。死亡・行方不明は20万円（200倍）で、それぞれ、口数に応じて交付されます。入通院の交付を申請する場合は、「入通院証明書」を事故者自身が記載し、入通院を証明する書類（日付、医療機関名のある領収書。コピー可）を添付することになっています。

救助・捜索費用は1口40万円（400倍）です。2年目は41万円（410倍）、3年目は42万円（420倍）と、1年ごとに10倍ずつ加算され、最高500倍（1口では50万円）まで交付されます。海外登山は一律400倍となっています。労山は、よりリスクの高い冬季登攀や海外登山には10口を、雪・岩・沢では5口以上を、ハイキングや軽登山は3口以上を呼びかけています。ダニ・ハチ、急病、地震による障害や人工登攀壁にも適用されます。

グレンデスキー場でのスキー事故は対象外ですが、①山スキーの下山でスキー場を通過中、②会主催の山スキー講習会、③山スキーの装備で山スキーのトレーニングの場合は交付対象になります。

交付の申請期限は事故日から1年です。申請に漏れないよう、まずは「事故一報」を山行部に提出していただき、その後手続きに入ることになっています（申請は年2回まで）。最終的には、基金運営委員会が審査し交付を決定します。

Q ハイキングは3倍交付されると聞きましたが？

A ①標高2000m以下（山行計画の最高標高が2000m以下）、②標準コースタイム5時間以内、③日帰り、④既設登山道、⑤雪・岩・沢・海外は除く、の5点が満たされれば、10口を上限に、「3倍交付の対象」になります。3口の場合は、3倍ですから9口分交付されます。4口ですと12口になりますので、上限の10口交付になります。

Q 労山基金以外の「山岳保険」には入れますか？

A 現在、いくつかの「山岳保険」と呼ばれる商品が開発されています。「山岳保険」のなかには捜索・救助費用に特化したものなど、それぞれに特徴があります。KHCとしては労山基金への加入を勧めています。会員がそれぞれの山登りのスタイルあった「山岳保険」を自主的に選択することは排除していません。いずれにしても、捜索救助費用は高額となるため無保険は避け、自身のニーズにあった「山岳保険」を選択していただくことを推奨しています。

登山豆知識「大正時代は山小屋建設ラッシュ」

登山者のための、日本で最初の本格的な山小屋は1907（明治40）年に建てられた白馬頂上小屋（白馬山荘）です。以後、1917年アルプス旅館（槍沢ロッジ）、1919年常念坊（常念小屋）、1921年燕ノ小屋（燕山荘）・大槍小屋（大槍ヒュッテ）、1922年殺生小屋（殺生ヒュッテ）、1923年五色小屋（五色ヶ原山荘）、1924年劔澤小屋・穂高小屋（穂高岳山荘）、1926年槍ヶ岳山肩ノ小屋（槍ヶ岳山荘）と順次開設され「大正登山ブーム」を支えました。登山が「贅沢な遊び」の時代でした（布川欣一『明解 日本登山史』）。「女流登山家」と呼ばれた、本格的な女性登山家が現れたのもこの時期でした。



写真は徳本峠（とくごうとうげ）に建つ徳本峠小屋。1923（大正12）年に営業を始め2023年で100年を迎えました。手前が開業当時の小屋（宿泊可）で文化財に指定されています。

Q 遭難が発生したとき、派遣費用として20万円支出すると聞きましたが？

A 捜索救助にかかった費用は全額遭難当事者の負担となりますが、会員が遭難し、遭難救助隊が出動する状況で、会として救助隊に「すべておまかせ」ということにはなりません。ケースによっては、警察・救助隊との関係から、連絡調整役として、現地に会員を派遣する必要性が生じることもありえます。その場合を想定して、「会員を現地に派遣する必要があると会長が判断したときは一般会計繰越金に20万円の特別枠を設け、交通費・宿泊費・その他必要な経費を支出する」ことを決めています。あくまでも会活動の一環として、会と会員との関係で支出される性格のもので、捜索救助には支出されません。費用が20万円を超えたときは運営委員会で論議され、適切に対応されるものと考えています。



■個人情報保護について

Q 個人情報の保護はどのようになっているのでしょうか？

A 入会時に「氏名」「住所」「電話番号」「緊急連絡先」の提供をいただいております。組織部が責任をもって名簿の管理をしています。会員の個人情報は会運営に必要な場合に限り使用され、目的外使用は厳しく禁じています。

Q 山行計画書には個人情報が記載されますか？

A 山行計画書には「氏名」「住所」「電話」「緊急連絡先」などの個人情報が含まれているため、「登山届を除き会員以外へ開示しないこと」と注意喚起しています。山行計画書から個人情報が流出したとの事例はなく、山行後、各会員の責任で適切に処理されているものと受け止めています。なお、会員外参加者には、個人情報の欄はブランクとした計画書を配布することになっています。

Q 山行計画書への個人情報記載を断ることはできるのでしょうか？

A 山行計画書の一番の目的は、遭難が発生し捜索救助の必要性が生じたとき、その手がかりとするところにあります。山行計画書が出されていれば捜索地点を絞り込み、救助隊も迅速に対応することが可能になります。長野県は条例で、登山者に登山届（山行計画書）の提出を義務づけており、県の推奨する登山届には山行参加者全員の「氏名」「性別」「年齢」「住所」「電話番号」「緊急連絡先」「山岳保険加入」を記載することになっています。石川県では「登山届を提出しなかった者、虚偽の提出をした者は、5万円以下の過料が課せられます」（登山口の掲示板・写真）。山行計画書への個人情報記載を断った場合は、リーダーの判断により、山行への参加が難しいこともありえると受け止めて下さい。



■山小屋利用について

Q 山小屋を利用する場合はどのようにしていますか？

A 宿泊を断ると遭難の可能性が高まるということで、これまでは原則として、山小屋が宿泊を断るということはありませんでした。しかし、コロナ禍以降、ほとんどの山小屋は完全予約制になり事前予約は欠かせません。完全予約制の山小屋では、予約なしの「飛び込み」は断られる可能性があります。山小屋を利用する場合は、少人数であっても、必ず事前予約するようにしています。また、人数の変更やキャンセルのときは、小屋に早めに連絡するようにしています。

予約を入れたときに、どのコースを歩いて何時頃に小屋に着く予定なのかを伝えることも大切です。到着予定時間を大幅に過ぎて連絡がない場合、小屋が「遭難の可能性あり」として警察に連絡することもあります。予定時間より遅れそうなきときには小屋に連絡を入れるようにしています。

Q 山小屋には午後3時までに入ることが原則と伺ったことがありますが？

A 山の天気は午前中は比較的安定していますが、日が昇ると気温が上がり上昇気流を発生させますので、午後は天気が不安定になりがちです。天気が不安定になると雷も発生しやすくなります（天気予報の確認は怠りなく！）。そのため山では、早めに行動を開始し早めに小屋に入ることが原則とされています。その目安は「午後3時まで」とされています。山小屋を利用するときは、原則として、午後3時までにはチェックインできる計画を立てるようにしています。

Q 避難小屋の利用はどうしていますか？

A 山小屋には管理者が常駐する「営業小屋」と管理者不在の「非営業小屋」があり、一般的には、非営業小屋が避難小屋と呼ばれています。しかし、ひと口に避難小屋とはいっても、見るからに緊急避難用の簡易的な設備のものから、「えっ、これが避難小屋？」と驚くほど立派な、ログハウス風のものまで形態は様々です。

また、アルプスやハッ岳など人気の山域は営業小屋が適度に整備されていますが、これは例外的で、地域によっては避難小屋のみというところがあります。例えば、屋久島で宮之浦岳～縄文杉を縦走しようとする場合、コース上には避難小屋しかないため、避難小屋を利用するしかありません。テントが禁止されている地域もあります。そうした地域で避難小屋利用を禁止すれば、逆に、遭難のリスクを高めることになってしまいます。

ですから、KHCは避難小屋の利用は禁止していません。ただ、避難小屋利用にあたっては清潔な利用や利用料金の支払い、スペースの譲り合いなど、最低限のマナーを守っていただくことは必要との観点から、「会員の皆様への避難小屋利用時のマナーとお願い」という形でガイドラインを示しています。

登山豆知識「劔岳初登頂者は平安時代の山伏？」

難攻不落とされていた劔岳に三角点を設置すべく、陸軍参謀本部陸地測量部（国土地理院の前身。戦前、地図づくりは陸軍の仕事であり、軍事機密扱いされていました）の柴崎測量隊が挑み1907（明治40）年7月に登頂をはたします。しかし、それまで人跡未踏と考えられていた山頂から錫杖頭と鉄剣が発見され、劔岳は平安時代に、山伏（修験道者）によりすでに登頂されていたことが判明しました。この顛末は新田次郎氏により『劔岳・点の記』として小説化され、映画化もされました。その山伏に迫ったのが高橋大輔著『劔岳 線の記』です。

川崎ハイキングクラブ 〒211-0068 川崎市中原区小杉御殿町1-973 御殿マンション205号
連絡先：小柳 090-5332-6152

（2024年9月発行）